

平成26年度 労働報酬下限額

公契約等の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成25年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間あたりの金額・・・① (職種別の単価 別紙のとおり)
	熟練労働者以外の者	①により得た平成25年度公共工事設計労務単価の「軽作業員」の1時間あたりの金額に、70%を乗じて得た額 (1時間あたり1,008円)
業務委託契約	業務に従事する労働者	平成25年度足立区臨時職員単価 (事務補助A)と同額 (1時間あたり 910円)
指定管理協定		